

## ⇨ 相続登記されていない財産

**Q** : 父が亡くなり書類を整理していると、15年前に亡くなった祖父名義の山林があることがわかりました。どうすればよいでしょうか。

**A** : 祖父名義の山林について、分割協議が整っていない場合には、今から祖父の相続人で遺産の分割を行い、分割協議書の作成や、登記上の名義変更を行うことになります。

### 【解説】

被相続人である父の父（祖父）の遺産が、祖父の名義のまま放置されていることはよくあります。この場合、祖父名義の財産は、祖父の相続発生時の相続人の共有の財産のまま現在も放置されている（分割協議が未だ整っていない）場合と、分割協議は整っていたにもかかわらず単に相続登記だけが行われていない場合とに区分されます。

分割協議が整っていない場合には、今から祖父の共同相続人全員の協議によりその遺産の分割を行うことができます。

一方、いったん有効に遺産が分割されていて、単に登記だけが行われていない場合に、祖父の遺産の再分割を行うと相続人間における贈与があったものとして課税されます。

遺産分割には、いつまでにしなければならないという期限はありません。相続税の申告を考慮しなければ、分割はいつでも可能ですが、次世代の相続がいつ発生するかわかりませんし、その場合には以前の約束が100%守られる保証もありません。必要な手続きは当事者が早目にすませましょう。

